



取り付けましたか？

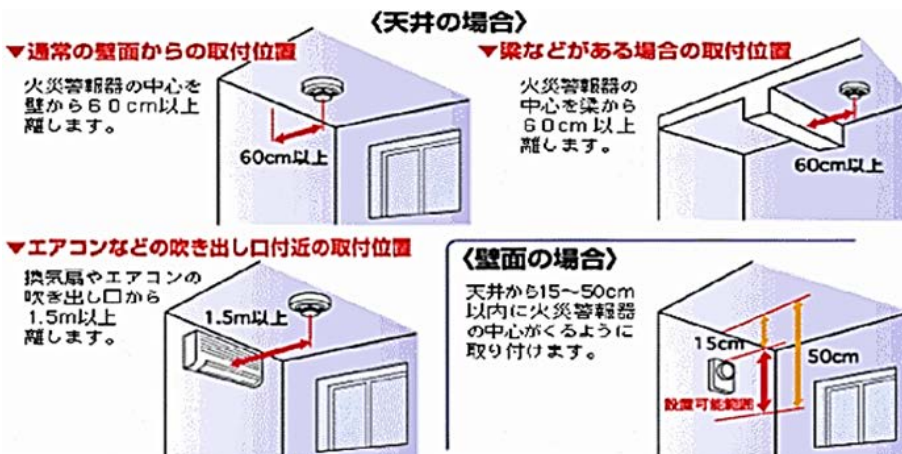
住宅用火災警報器

かすみがうら市

●住宅用火災警報器について

住宅用火災警報器の設置義務化については、平成16年の消防法改正で、既存住宅を含めた全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が、かすみがうら市火災予防条例で義務付けられています。

設置されてないご家庭は早急に設置をお願いします！



◀ 設置場所 ▶

- ◎ 各寝室
- ◎ 寝室がある階の階段
- ◎ 3階建て住宅で寝室が1階のみにある場合は、3階の階段
- ◎ 3階建て住宅で寝室が3階のみにある場合は、1階及び3階の階段

住宅用火災警報器の交換時期について

住宅用火災警報器の設置義務化が始まり10年がたちました。これからは、**定期的な維持管理が必要**です!! 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、**火災を感知しなくなる**ことがあるためとても危険です。**10年を目安にとりかえる**ことをおすすめします。



住宅用火災警報器が鳴った時どうする!?

火災の時

- ◆大声で周りに火災を知らせ、119番通報をしましょう。
- ◆可能なら初期消火を行って下さい。
- ◆消火が難しそうな場合は速やかに避難してください。

火災ではない時

- ◆火災以外の湯気や煙などを感知して警報が鳴った時は、警報停止ボタンを押す。ひもがついているタイプのものはひもを引くもしくは室内の換気をすると警報音は止まり、通常の状態に戻ります。





火災・救急・救助等の緊急通報は、119番へ

平成27年12月8日から《いばらき消防指令センター》の運用が始まりました。

◎通報要領

119番 ⇒(火災・救急)通報 ⇒かすみがうら市大字〇〇△△番地。

住所は、**かすみがうら市**から通報して下さい。

詳細につきましては、かすみがうら市・消防本部ホームページで確認して下さい。

救急車の適正利用！で救える命を守ろう！！

救急車は、怪我や急病など緊急に病院で手当てや診察が必要な人のためのものです。緊急性のない救急車の要請は、救急車が必要な急病人や交通事故が起きたときに、遠くの救急車が出場するため到着が遅れ、救える命が救えなくなる場合があります。

消火器の廃棄について

期限切れ・使用済み消火器を処分される方は下記にてご確認ください。

消火器リサイクル推進センターのホームページ又は、問合せ先 ☎ 03-5829-6773
消火器を不法に投棄すると**5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金**を科せられます。

ホームページは

消火器リサイクル窓口

検索

注意



消防署では、**住宅用火災警報器**及び**消火器**の訪問販売はしていません。悪質な訪問販売にご注意を。

かすみがうら市消防本部 予防課

☎0299-59-0119

「無防備な 心に火災が かくれんぼ」

平成27年度全国統一防火標語